

大田市告示第118号

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）第15条の2第1項、第2項、第3項、第4項、及び第15条の4第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の規定に基づき、令和6年度の国民健康保険料の軽減額を次のとおり決定したので、第15条の2第1項、第2項、第3項、第4項、及び第15条の4第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項の規定により告示する。

令和6年6月18日

大田市長 楫野 弘和

軽減割合	軽減基準額	区分	基礎賦課額の軽減額	後期高齢者支援金等賦課額の軽減額	介護納付金賦課額の軽減額
7割軽減	基礎控除（43万円）+10万円×（給与所得者等（※）の数-1）	1. 被保険者均等割	19,110円	5,544円	6,510円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	12,642円	3,696円	3,150円
		イ. 特定世帯	6,321円	1,848円	-
		ウ. 特定継続世帯	9,482円	2,772円	-
5割軽減	基礎控除（43万円）+29.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	1. 被保険者均等割	13,650円	3,960円	4,650円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	9,030円	2,640円	2,250円
		イ. 特定世帯	4,515円	1,320円	-
		ウ. 特定継続世帯	6,773円	1,980円	-
2割軽減	基礎控除（43万円）+54.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）	1. 被保険者均等割	5,460円	1,584円	1,860円
		2. 世帯別平等割			
		ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,612円	1,056円	900円
		イ. 特定世帯	1,806円	528円	-
		ウ. 特定継続世帯	2,709円	792円	-

※給与所得者等とは

一定の給与所得者（給与収入55万円超）

公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者

軽減割合	軽減対象	区分	基礎賦課額の軽減額	後期高齢者支援金等賦課額の軽減額	介護納付金賦課額の軽減額
5割軽減	未就学児の被保険者に係る被保険者均等割額	1. 被保険者均等割			
		ア. 下記以外の未就学の被保険者	13,650	3,960	-
		イ. 7割軽減対象の未就学の被保険者	4,095	1,188	-
		ウ. 5割軽減対象の未就学の被保険者	6,825	1,980	-
		エ. 2割軽減対象の未就学の被保険者	10,920	3,168	-